

## 法定福利費の基本的な算定方法

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{保険料率（事業主負担分）}$$

保険料率は保険の種類ごとに異なり、また毎年改定されるため、最新のものを確認してください。

【保険料率の確認先】	
健康保険、介護保険	協会けんぽ（都道府県別） 又は 加入している健保組合
厚生年金保険、 子ども・子育て拠出金	日本年金機構
雇用保険	厚生労働省

## 【上記の計算式での算定が難しい場合】

たとえば

- ・介護保険の対象（40歳～64歳）になる人、ならない人が混在している
- ・各種保険の加入義務がない人（いわゆる「適用除外」）がいる
- ・労務費の計算方法がわからない

等の場合は…

**「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」及び「(同)簡易版」に**

**関連の記載がありますので参考にしてください。**

※資料の引用元

国土交通省ホームページ内 「建設業における社会保険加入対策について」 ページより

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)